

山口市療育キャンプ実施事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身に障がいがあり又は心身に障がいがあると疑われる児童又は者（以下「心身障がい児・者」という。）を、日常とは異なる環境の中で集団生活を営ませることにより障がいの除去又は軽減を図ることを目的としたキャンプ（以下「療育キャンプ」という。）の実施を促進し、もって心身障がい児・者の早期療育及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本要綱で定める補助金の交付対象者は、山口市内に住所を有する心身障がい児・者（以下「当該参加者」という。）を参加対象とする療育キャンプの実施者とする。

(交付額)

第3条 市長は、前条に定める対象者に、療育キャンプに参加する当該参加者1人につき、1泊5,000円、30,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 実施された療育キャンプが宿泊を伴わない場合は、前項の交付額を、当該参加者1人につき、2,000円とする。

(交付申請)

第4条 対象者は、山口市療育キャンプ実施事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなくてはならない。

- (1) 参加者名簿（様式第2号）
- (2) 事業計画
- (3) 予算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合、その内容を審査の上、補助金の交付が適当であると認める時は、補助金の交付を決定し、これを対象者に通知する。

(実績報告)

第6条 対象者は、事業完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなくてはならない。

- (1) 参加者名簿（様式第2号）
- (2) 決算書
- (3) 参加負担金領収書

（補助金の請求）

第7条 対象者は、前条の規定による実績報告を行い、市長の承認を得た時は、市長に対して補助金を請求できる。

（補助金の交付）

第8条 市長は前条の規定による適法な請求書を受け取った時は、請求のあった日から30日以内に対象者の口座に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 市長は、対象者がこの要綱に違反した時、又は虚偽の申請その他不正な手段によって交付決定を受けた時、交付決定の一部、又は全部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した時、既に補助金を交付している場合は、期限を定めて、当該取り消しにかかる金額を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市療育キャンプ実施事業費補助金交付要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

山口市療育キャンプ実施事業費補助金交付申請書

山口市長 様

申請者

住所

氏名

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市療育キャンプ実施事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - ・ 参加予定者名簿 (様式第 2 号)
 - ・ 事業計画
 - ・ 予算書

様式第2号

療育キャンプ参加者名簿（予定・実績）

	参加者		参加日数	申請金額
	心身障がい児・者	保護者		
1			泊 日	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	計 名			円